

給付奨学金の適格認定（学業）について

《適格認定（学業）における学業成績の基準》

区分	学業成績の基準
廃止 (支給の 打ち切り)	1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定した場合 2. 修得単位数が標準の5割以下の場合 3. 出席率が5割以下など、学修意欲が著しく低いと学校が判断した場合 4. 次に示す「警告」の区分に連続して該当した場合
警告	1. 修得単位数が標準単位数の6割以下の場合 2. GPA（平均成績）等が下位4分の1の場合 3. 出席率が8割以下など、学修意欲が低いと学校が判断した場合
継続	・「廃止」、「警告」以外の者

《適格認定（学校処分）における基準》

廃止	・懲戒処分による退学又は除籍の場合 ・無期停学又は3か月以上の有期停学の場合 ※いずれの場合も、処分を受けた学年の初日以降の支給分について返還が必要
停止	・3か月未満の有期停学の場合 ・訓告処分の場合

上記による適格認定における基準に該当する以外の場合にも、次のいずれかに該当するときは、支給が打ち切られたうえで、返還が求められます。

- (1) 偽りその他不正の手段により支給を受けた場合
- (2) 大学等から退学・停学（無期限又は3か月以上のもの）の懲戒処分を受けた場合